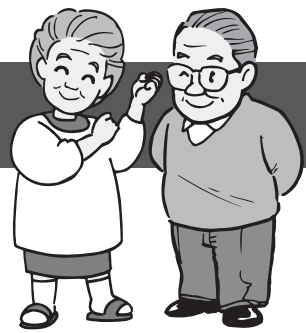


介護保険料改定のお知らせ



平成24年度から平成26年度の65歳以上の方の介護保険料が、次のように変わります。

◎保険料の基準額(第4段階年額)……… 68,500円(月額:5,710円)

◎参考:平成21~23年度基準額 …… 52,200円(月額:4,350円)

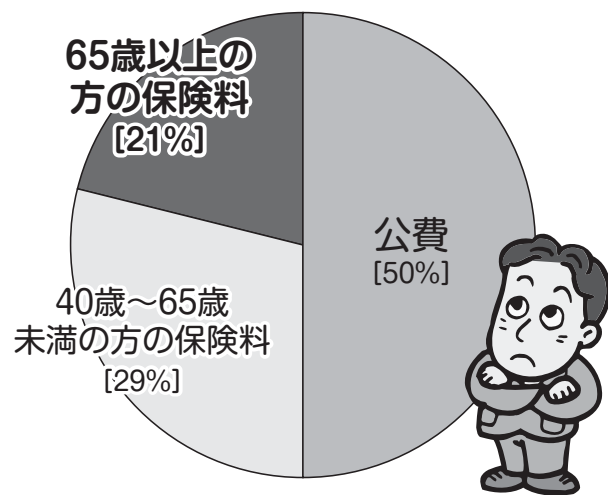
所得段階	対象者	保険料額(年額)
第1段階 (基準額×0.5)	住民税が非課税の世帯で、生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者	34,200円
第2段階 (基準額×0.625)	住民税が非課税の世帯で、課税年金収入額+昨年の合計所得金額が80万円以下の方	42,800円
第3段階 (基準額×0.75)	住民税が非課税の世帯で、第2段階以外の方	51,300円
特例第4段階 (基準額×0.875)	住民税が課税の世帯で、本人が住民税非課税かつ課税年金収入額+昨年の合計所得金額が80万円以下の方	59,900円
第4段階 (基準額)	住民税が課税の世帯で、本人が住民税非課税(特例4段階以外の方)	68,500円
第5段階 (基準額×1.25)	本人が住民税課税で、昨年の合計所得金額が190万円未満	85,600円
第6段階 (基準額×1.5)	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上	102,700円

【介護保険のしくみ】

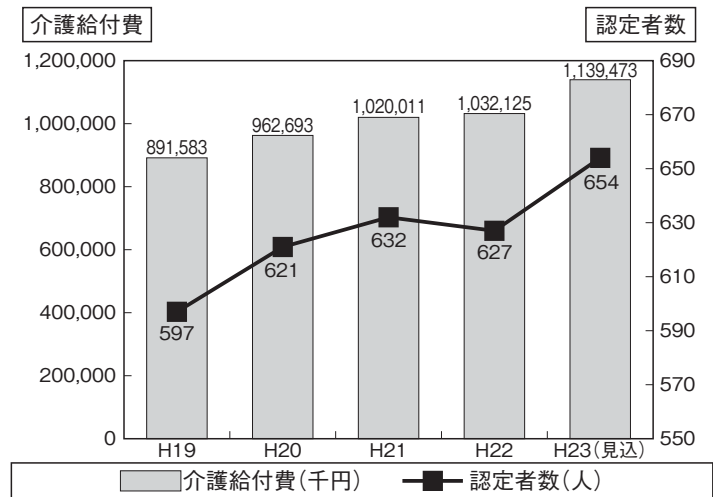
介護保険制度は、町が保険者となって運営していて、40歳以上のみなさんは、加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の1割を負担してサービスを利用できるしくみです。

次のように、第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料で負担するのは、介護給付費全体の21%となっています。この介護給付費が要介護認定者や介護サービスを受ける方の人数とともに年々増え続けていますので、保険料も上がることになります。平成12年度から制度が始まり、保険料は3年ごとに改定され、平成24年度からが第5期となります。

【介護保険の財源】



【介護保険給付費と要介護(要支援)認定者数】



【保険料軽減策】

県の財政安定化基金の取り崩しに加え、町の福祉関係基金を第4期中(H21~H23年度)の財政安定化基金借入金の返済に充てることにより、第5期(H24~H26年度)保険料負担の軽減を図っています。

■お問い合わせ 保健福祉課 ☎22-9041

上下水道課からのお知らせ

浄化槽の申込案内 及び補助金額のお知らせ

平成24年度浄化槽設置整備事業の申込期間については、4月1日から11月末日までです。(工事完了期日は翌年2月末日です。)

事前に申請者からの申込書の提出が必要です。
設置基数は全体で40基を予定しています。

～浄化槽の補助金額～

人 槽	上 限 金 額
5人槽	649,000円
7人槽	805,000円
10人槽	1,081,000円
11人槽以上	1,081,000円

補助金申請は個人申請となります。
工事内容によって個人に支払われる補助金額は変わります。

合併浄化槽の 清掃料金減額について

合併浄化槽の清掃料金減額措置につきまして、平成24年度も継続する事となりましたので、下記条件を満たしていると思われる浄化槽管理者は申請してください。

①対象人槽 10人槽(限定)

②適用条件

- 維持管理において過去3年間、浄化槽法に順じて浄化槽法第10条の浄化槽清掃及び浄化槽保守点検、並びに同第11条の法定検査を実施していること。
- 法定検査において、適正な放流値が確認されている事
- 使用人員が2人以下であること 等々

これらの条件が満たされていれば、清掃料金が減額されます。

集落排水処理施設加入分担金 及び使用料金のお知らせ

○新規加入分担金は、23万円となります。

工事につきましては、日高川町集落排水設備工事指定業者をご指名ください。

○条例に基づき、平成24年4月1日現在の日高川町住民基本台帳を基準として使用人員の見直しを行いました。4月分からの使用料金に反映されています。

(基本料金2,500円、世帯員一人につき500円)

※接続工事がまだお済みでない加入者につきましては、すみやかな接続をお願いします。



浄化槽の維持管理について

合併浄化槽及び単独浄化槽使用者に対して、浄化槽法によって下記の「浄化槽管理者の義務」があります。

法に基づいた適正な維持管理をお願いします。

なお、法定検査については下記の業者に問い合わせください。

◎平成24年4月より浄化槽11条検査の検査料金が変更となりました。

新料金▶5,800円 (旧料金▶6,800円)

※奨励金制度利用の場合は、更に500円減額

■社団法人和歌山県水質保全センター

☎073-432-6433

■水質保全センター 有田川事務所

☎0737-52-8630

お問い合わせ

上下水道課 ☎22-4814

中津振興課 ☎54-0321

美山振興課 ☎56-0321